

# 平成31年 3 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成31年3月1日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成31年3月1日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
6番議員	小澤哲夫	7番議員	吉筋恵治
8番議員	中根幸男	9番議員	鈴木托治
10番議員	西田彰	11番議員	亀澤進
12番議員	山本俊康		

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	高木純一	学校教育課長	西谷ひろみ
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	高田志郎
会計管理者	山下浩子		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第 2 号 森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについて
- 議案第 3 号 森町農業委員会委員の任命について
- 議案第 4 号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 森町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 平成30年度森町一般会計補正予算(第8号)
- 議案第 9 号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第10号 平成30年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第11号 平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第12号 平成30年度森町病院事業会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 議案第14号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
- 議案第15号 森町道路線の認定について
- 議案第16号 森町道路線の廃止について
- 議案第17号 平成31年度森町一般会計予算
- 議案第18号 平成31年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第19号 平成31年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 平成31年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第21号 平成31年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成31年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第23号 平成31年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成31年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成31年度森町水道事業会計予算
- 議案第26号 平成31年度森町病院事業会計予算

< 議事の経過 >

- |     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>( 山本俊康君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年3月、森町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、1番岡戸章夫君及び2番加藤久幸君を指名いたします。</p> <p>日程第2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間にしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 「異議なし」と言う者多数 )</p> |
| 議 長 | <p>( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって会期は、本日から3月22日までの22日間に決定いたしました。</p>  |

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果について報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

また、議員派遣については、お手元に配布したとおり、議長において専決処分をいたしたので、報告いたします。

日程第4、議案第1号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第1号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分でございますが、ろ過設備内の攪拌機の修繕に係る経費の計上に急を要したことから、平成30年12月27日に専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

事項別明細書、7・8ページ、1款1項1目、一般管理費360千円につきましては、ろ過設備内の攪拌機の修繕に係る経費の計上であります。

三倉簡易水道では、配水池手前で原水をろ過しており、降雨等により原水の濁度が上昇した際、濁度の数値に応じて凝集剤を注入し、汚れの粒子を吸着させ、沈殿させております。今回、凝集剤注入時に、均一に混和させ、凝集効果を高めるための攪拌機に不具合が生じたため、修繕を実施したものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、1款1項1目、水道使用料70千円につきましては、使用料金が当初見込みより多く収入される見込みとなったため、財

源として計上するものでございます。

4款1項1目、繰越金290千円につきましては、財源として計上するものでございます。

以上が、専決処分にかかる平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（山本俊康君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本俊康君）「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本俊康君）「討論なし」と認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長（山本俊康君）起立全員です。

したがって、議案第1号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第2号「森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについて」及び日程第6、議案第3号「森町農業委員会委員の任命について」議案2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（山本俊康君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま、一括して上程されました議案第2号「森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とするこ

とについて」及び議案第3号「森町農業委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律施行規則では、農業委員会委員の任命に当たっては、認定農業者が、委員の過半数を占めることを原則としておりますが、その区域における認定農業者の数が委員定数の8倍を下回る場合には、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とする事ができるものとされており、これには議会の同意が必要とされております。

森町の認定農業者数は、現在70経営体であり、委員定数12名の8倍を下回っております。また、議案第3号で提案する農業委員12名の委員のうち、鈴木定男氏、佐野氏の2名は認定農業者で、竹内氏が認定農業者に準ずる者であわせて3名であり、4分の1の基準は満たしていますが、過半数を満たしていないことから、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第3号「森町農業委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、平成28年4月1日に任命された現在の森町農業委員会委員の任期が平成31年3月31日までとなっており、次期の委員を新たに任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご提案いたしました方々は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則等に従い、地区地域・団体からの推薦や、公募により自ら意欲を持ち応募された方々であります。

議案の名簿順に申し上げますと、富田規与美氏は三倉地区、船木等氏は天方地区、中村繁治氏は森地区、大場康正氏は一宮地区、鈴木定男氏は園田地区、山本祐治氏は飯田地区から、それぞれ、地区の推薦をいただいた方であります。

鈴木剣氏は、農業団体である太田川上流部土地改良区からの推薦をいただいた方であります。

岩瀬進哉氏、倉嶋讓氏、佐野敦子氏、竹内靖代氏、増田多喜男氏

の5名は、応募による方々であります。

また、応募者が定数を超えたため、2月15日に応募及び推薦者を除く現農業委員会委員から、ご意見を伺った上で、12名について委員として適任であると判断いたしました。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 農業委員の推薦されている一人であります岩瀬進哉さんでございますが、森町地域おこし協力隊で頑張っているということでありまして、農業委員として応募してきたということで、それを選任するという提案だと思っておりますけれども、課としてとか、また行政側としてその知識とかそういったもの、農業委員としての知識、また、農業に長く携わっていたとか、そういった選定基準というか、そういったものを十分考慮して提案しているのかなと思うわけですが、その辺担当課としてやったのか、それとも行政側、町長部局の方でそうしたのか。その辺をちょっと説明をお願いします。

議長 (山本俊康君) 産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答え申し上げます。農業委員に選任する場合、法において、何個か要件が定められています。まず先ほど提案理由でご説明申し上げました認定農業者の要件、あとは年齢、性別に偏りがないようにしてくださいということ、利害関係を有しない者を1名必ず含んでくださいという整理がございます。

そういった中で、岩瀬さんにつきましては、ご指摘、今ご質問があったように、農業ということに関しては、確かに詳しい方ではありませんけれども、要はその農業委員会の要件として、利害関係を有しない者を1名必ず含まなければならないと、こういうことござ

いまして、応募された方の中では唯一岩瀬進哉さんがそういった方に該当するというごさいます。

また、ご存知のように地域おこし協力隊としていろいろなところに参加していただき、また、それこそ森町に関して、移住定住する際に農地についても一緒にやっていきたいとか、そういったご希望もあります。移住の希望の方々に、そういった際に岩瀬進哉さんが良いアドバイスができるようなということもごさいますので、農業委員としても適任であると判断して今回提案させていただいております。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根幸男君。

8番議員 (中根幸男君) 1点、お伺いしたいと思います。本来この法の趣旨から言えば、委員の過半数が認定農業者と、町長の提案説明にもあったとおりでございますが、この施行規則の第2条第1項第2号、この中を見ますと、認定農業者が少ない場合に限ると限定しております。果たしてこの森町が、認定農業者70経営体というふうに言われましたけども、本当にこの括弧書きに該当するのかなというところがちょっと疑問になったものですから、その辺の解釈はどのようにされているか伺いたいと思います。

議長 (山本俊康君) 産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。中根議員のご質問にお答え申し上げます。そこの基準の、少ない場合ということに関しましては、どういう基準かと申し上げますと、確かに70経営体が少ないかどうかというところはあると思いますが、その基準として設けられているのが「委員定数の8倍を下回る場合」という場合が少ない場合というふうに整理できますので、では70経営体が少ないかどうかというよりは、規則の中で定めたその少ない基準というのが12名の8倍を下回るものについては少ないと整理できるということでごさいますので、そういったかたちの中で今回提案をさせていただいたところでごさいます。以上です。



議長 ( 山本俊康君 ) 他に質疑はありませんか。

2番、加藤久幸君。

2番議員 ( 加藤久幸君 ) 農業委員の最終の学歴のことでちょっとお聞きしますけども、岩瀬進哉さんについては、学部それから担当の学科まで記載がありますが、山本祐治さん、それから鈴木剣さん、増田多喜男さんについては、学科の記載がないと思うんですが、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

議長 ( 山本俊康君 ) 産業課長。

産業課長 ( 長野了君 ) 産業課長です。加藤議員のご質問にお答えします。経歴書に関しましては、それこそ、今ご質問があったように、それぞれの方々の整理なり、どういう項目を載せるかというのは、ご覧いただいたように、綺麗に揃っているわけではございません。それこそ応募した際に、経歴として書かれているものを整理したということでございます。

その中で、じゃその学科がどれだけ農業委員の選任する際に必要かどうかという点はあるかと思えますけれども、当局側としては、その部分についてこちらがそこをお聞きして、その科が分からなければ農業委員として適任かどうか判断できないという場合は当然を聞き取りをする場合もございませぬけれども、その他の経歴等で、農業委員について適任だと判断できるということでございませぬので、科が書いてあるかどうかというのは、それこそ基本的には自己申告でございませぬので、そういった整理の中で経歴書は整理させていただいております。以上です。

議長 ( 山本俊康君 ) 他に質疑はありませんか。

4番、岡野豊君。

4番議員 ( 岡野豊君 ) 1点、ご質問させていただきます。議案第2号のところ、町長の提案理由の説明にもありましたが、認定農業者等というところで竹内さんにつきましては準ずるということ、今回農業委員さんに推薦をしてきたということなんですけども、この準ずるということ、その基準をお教えください。

それと、竹内さんはその基準の中に、該当基準をどのように判断をしたかということをお教えいただければと思います。以上です。

議長 (山本俊康君) 産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。岡野議員のご質問にお答えします。認定農業者に準ずる者ということでございます。それにつきましては、認定農業者であった者、OB、要は息子に譲ったとかそういった方々。または、認定農業者の経営に参画する親族、また認定新規就農者といった者がそういう準ずるものということになっておりますので、竹内氏につきましては、夫の認定農業者が竹内均さんということで、その経営に参画する親族ということでございますので、認定農業者に準ずるものとして整理させていただいております。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

10番議員 10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 現職の方、再任をされる方は農業委員会への出席率というのは100パーセントということによろしいでしょうか。

議長 (山本俊康君) 産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。西田議員のご質問にお答えします。今回、任命をお願いする方々の中で半数が継続の方々でございます。富田さん、鈴木剣さん、倉嶋譲さん、佐野敦子さん、竹内靖代さん、増田多喜男さんでございます。それぞれ全て100パーセントかと言いますと、今手持ちにございませぬけども、ほぼ出席いただいているというふうに考えておまして、それこそ年度始めに、必ず農業委員会の日については、1年間の予定をお知らせした中にご出席をしていただいておりますので、欠席される場合はそれこそ本当に致し方ない理由ということで欠席されるということになっておりますので、それぞれでは1日も休んでいないかと言われてますと、今手元に資料はございませぬけれども、しっかりと活動をなさってる方々でございます。以上です。

議 長 ( 山本俊康君 ) 他に質疑はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 山本俊康君 ) 「質疑なし」と認めます。  
日程第5、議案第2号「森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについて」これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第2号を採決します。  
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第2号「森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについて」は同意することに決定いたしました。  
日程第6、議案第3号「森町農業委員会委員の任命について」をお諮りいたします。  
本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。  
ご異議ありませんか。  
( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから議案第3号を採決します。  
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第3号「森町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定いたしました。  
日程第7、議案第4号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。  
職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第4号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月から施行されます。

国家公務員においても、平成30年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」により、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じ、平成31年4月から適用されるということです。

また、地方公務員についても、国家公務員の措置等を踏まえ、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じるとされました。

これを受けた本案の改正の内容ですが、本条例の第8条に「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」という項を加えるものです。

規則で定める内容につきましては、国の人事院規則の改正を踏まえ、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則、1箇月45時間かつ1年360時間と定め、他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員に対しては、1箇月100時間かつ1年720時間等と定めます。ただし、大規模な災害への対応や重要な条例の立案等、公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができることとします。上限の時間を超えた場合には、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか等、事後に分析及び検証を行うものとし、本条例は平成31年4月1日から施行するものであ

ります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第8、議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成31年4月1日付けで管理栄養士を新規採用することに伴い、個々の職務を給料表の各等級へ分類する際の、具体的な基準となる等級別基準職務表に、管理栄養士及び主任管理栄養士を加える改正をいたします。

なお、本条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第9、議案第6号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました議案第6号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

平成29年12月に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」及び「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」により、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正され、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の資格が変更・拡大されることから、今回所要の改正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第10、議案第7号「森町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第7号「森町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、まず、学校教育法の一部改正に伴い、水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、平成31年4月1日から制度化される専門職大学の前期課程の修了者を、短期大学の卒業者と同等に扱うこととするものであります。

次に、技術士法施行規則の一部改正により、技術士第二次試験の専門科目の区分が変更されたことから、布設工事監督者の資格要件中、同試験の上下水道部門に合格した者の選択科目から水道環境を削除するものであります。

併せて、表現の統一に係る改正も行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第11、議案第8号「平成30年度森町一

般会計補正予算（第8号）」から日程第15、議案第12号「平成30年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」まで議案5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（山本俊康君）本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま一括して上程されました、議案第8号から議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。  
始めに、議案第8号「平成30年度森町一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ147,758千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,266,149千円とするものであります。

8ページ、第2表、繰越明許費補正につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、平成31年度に繰り越す事業及び金額でございます。

9ページ、第3表、地方債補正の、学校教育施設等整備事業につきましては、森中学校給食棟空調機器整備事業が、緊急防災・減災事業債の対象と認められたことを受け、限度額を減額するものであります。また、緊急防災・減災事業につきましては、コミュニティ消防センター建設事業に対して、県の緊急地震・津波対策交付金が受けられる見込みとなったことから減額するものと、森中学校給食棟空調機器整備事業が、緊急防災・減災事業債の対象と認められたことから増額するもので、両事業の差額を調整し限度額を減額するものでございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

11・12ページ、2款1項5目、財産管理費21,075千円のうち、町有林分収交付金985千円につきましては、町有林の搬出間伐による

木材の売上収入が、当初見込みを上回ることから、分収契約に基づく大日山金剛院への分収交付金を追加するものでございます。財政調整基金積立金1,853千円につきましては、基金の一部を国債で運用しておりますが、その利子が予定額を上回る見込みとなりましたので、歳入に計上し、併せて同基金に積み立てるものと、町有林の搬出間伐による材の売上収入から、分収交付金支払後の残額が、間伐委託料を差し引いてもなお残ることから、同基金に積み立てるものであります。

環境保全基金積立金862千円につきましては、歳入で受け入れます再商品化合理化抛出金分配金及びペットボトル有償入札抛出金分配金を基金に積み立てるものであります。

ふるさと応援基金積立金15,334千円につきましては、本年度いただきました「ふるさと応援寄附金」の一部を基金に積み立てるものでございますが、寄附の見込額の増加に伴い、積立見込額を増額するものでございます。

また、企業立地推進基金積立金2,041千円につきましては、町有地の売払代であります同額を積み立てるものでございます。

2項1目、企画総務費27,100千円のうち、天竜浜名湖鉄道経営助成基金負担金2,434千円につきましては、車輛検査に対する国庫補助が不採択となったことを受け、県及び関係市町で負担することとなりましたので、負担金の追加をお願いするものであります。また、ふるさと納税推進事業費24,666千円につきましては、ふるさと応援寄附金の見込み増額に伴い、委託料等を増額するものでございます。

13・14ページ、3款1項1目、社会福祉総務費8,554千円につきましては、平成29年度に実施しました心身障害児者福祉費、及び自立支援給付費に係る事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

2項3目、児童福祉施設費5,524千円の減額につきましては、町内3つの小学校で実施しております放課後児童クラブの指導員賃金を、今年度の実績見込みにより減額するものでございます。



4款1項5目、診療所費60,000千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため、追加の繰り出しを行うもので、今年度の繰出金は総額で500,000千円でございます。

15・16ページ、6款1項3目、農業振興費34,959千円につきましては、昨年9月30日から10月1日にかけて、本県に最接近した台風24号により被災した農業者に対し、緊急的に農業用施設の復旧や撤去、補強に関する支援事業が国の補正予算等で確保されたことを受け、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金を計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、6款1項1目、地方消費税交付金13,000千円につきましては、年4回交付を受けておりますが、12月交付分での状況により、予定額を上回る実績見込となりましたので、増額計上するものでございます。

10款1項1目、地方交付税100,000千円につきましては、臨時財政対策債の既借入額の増加により需要額が増加したこと、3年に一度の評価替を受け固定資産税が減収したことや、たばこ税の減収等により、予定額を上回る見込みとなりましたので、増額計上するものでございます。

12款1項1目、民生費負担金1,680千円の減額につきましては、放課後児童クラブの利用児童数が、当初の見込みを下回ることから、利用者負担金を減額するものでございます。

14款2項2目、民生費国庫補助金1,281千円の減額、及び、15款2項2目、民生費、県補助金1,281千円の減額につきましては、放課後児童クラブの指導員賃金の減額に伴う国及び県補助金の減額でございます。

15款2項4目、農林水産業費県補助金24,867千円につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金に対する県補助金でございます。

7目、消防費県補助金7,919千円につきましては、コミュニティ

消防センター建設事業に対する、緊急地震・津波対策交付金の追加交付見込みを受け、対象事業の実績見込みにより同交付金を増額するものでございます。

7・8ページ、16款1項2目、利子及び配当金1,274千円につきましては、財政調整基金の一部を国債で運用しておりますが、その利子が予定額を上回る見込みとなりましたので、増額するものであります。

2項1目、不動産売払収入2,041千円につきましては、普通財産であります栄町地内の赤線、宮代西地内の赤線、向天方地内の赤線等の売払代でございまして、歳入に計上し、企業立地推進基金に積み立てるものであります。

2目、生産物売払収入2,462千円につきましては、町有林の搬出間伐による木材の売上収入が、当初見込みを上回ることから歳入に計上し、分収契約に基づく分収交付金の財源とするとともに、一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

17款1項2目、総務費寄附金40,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございまして、本年度の見込みが伸びておりますので、増額するものでございます。

3目、教育費寄附金1,132千円につきましては、藤本商会の藤本氏よりいただきました寄附金でございまして、こちらの寄附金を用いまして、小中学校に図書を購入することに加え、中学校新入生に対し本を配付することとしております。

18款1項1目、特別会計繰入金16,717千円につきましては、平成29年度の介護保険特別会計の給付事業等の実績に基づく精算金の受入れであります。

2項1目、財政調整基金繰入金200,000千円の減額につきましては、本年度の財源見通しが立ったため、基金取崩を一部とりやめることといたしました。

19款1項1目、繰越金131,601千円につきましては、財政調整基金の取崩の一部とりやめや、財源調整に係る前年度繰越金でありま

す。

9・10ページ、20款3項3目、雑入17,625千円のうち、民生費雑入16,763千円につきましては、平成29年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金の受入でございます。

衛生費雑入862千円につきましては、容器包装のリサイクルに係る拠出金に対する分配金である、再商品化合理化拠出金分配金9千円と、廃ペットボトルが市場で高値取引されるようになったことから、再商品化事業者から支払われる、いわゆる有償入札に係る配分金であるペットボトル有償入札拠出金分配金853千円を、それぞれ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受け入れるものであります。

21款1項4目、消防債1,200千円の減額につきましては、コミュニティ消防センター建設事業に係る減額と、森中学校給食棟空調機器整備事業に係る増額の調整により、緊急防災・減災事業債を減額するものであります。

6目、教育債5,500千円の減額につきましては、森中学校給食棟空調機器整備事業が、緊急防災・減災事業債の対象となったことを受け、学教教育施設等整備事業債を減額するものでございます。

以上が、議案第8号「平成30年度森町一般会計補正予算（第8号）について」の概要でございます。

次に、議案第9号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34,024千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,176,349千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページをご覧ください。

8款1項3目、償還金34,024千円につきましては、平成29年度の実績に基づく精算で、療養給付費等国庫負担金と、特定健診に係る国・県負担金をそれぞれ返還するものであります。

次に、歳入について申し上げます。5・6ページをご覧ください。

6款1項1目、前年度繰越金34,024千円につきましては、歳出の全額を前年度繰越金で対応するものでございます。

以上が、議案第9号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。

次に、議案第10号「平成30年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,262千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,344,942千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、7款1項2目、償還金68,545千円につきましては、平成29年度の介護給付費等に係る国、県の負担金の精算等に伴う返還金であります。

7款3項1目、一般会計繰出金16,717千円につきましては、平成29年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰出金であります。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページの8款1項1目、繰越金84,388千円につきましては、歳出予算の補正財源としての計上であります。

10款3項3目、雑入874千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会の平成29年度の精算による負担金の返還金であります。

以上が、議案第10号「平成30年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。

次に、議案第11号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を計上するものでございまして、新町周辺の下水道関連舗装復旧工事の年度内完了が困難となったため、下水道建設事業費15,000千円を平成30年度から平成31年度に繰り越すものでございます。

工事遅延の理由としましては、舗装工事施工に当たって、地元住民の通行を考慮し、下水道の支線管渠築造工事と、これに伴う上水道の配水管布設替工事が、全て完了した後に施工する必要があります。このことから、これら工事の進捗状況を勘案すると、舗装工事の年度内の完了が困難となったことによるものでございます。

以上が、議案第11号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の内容でございます。

最後に、議案第12号「平成30年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

本補正予算、第2条につきましては、補正前予算第2条第3号に定めた「主要な建設改良事業」の予定量のうち、「ロ．医療機器購入175,959千円」を「160,834千円」に、「ハ．備品購入11,476千円」を「3,575千円」に改め、「ヘ．無形固定資産購入956千円」を加えるものであります。

第3条では、補正前予算第8条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額のうち、収入の医業外収益を60,200千円増額し346,503千円とし、病院事業収益の予定額を2,795,109千円とするものであります。

また、支出の医業費用を39,437千円増額し2,793,814千円とし、医業外費用を390千円増額し103,802千円とし、病院事業費用の予定額を2,900,616千円とするものであります。

第4表では、補正前予算第4条に定めた「資本的収入及び支出」の予定額のうち、収入の企業債を33,500千円減額し152,200千円とし、資本的収入の予定額を333,253千円とするものであります。また、支出の建設改良費を22,070千円減額し168,375千円とし、資本的支出の予定額を462,880千円とするものであります。

第5条では、補正前予算第5条で定めた「企業債の限度額」を33,500千円減額し152,200千円とし、第6条では、補正前予算第6条で定めた「一時借入金の限度額」を60,000千円減額し640,000千円と

し、第7条では、補正前予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を60,000千円増額し500,000千円とし、第8条では、補正前予算第10条で定めた、「たな卸資産の購入限度額」を42,000千円増額し189,000千円とし、第9条では、補正前予算第11条で定めた、「重要な資産の取得」のうち、備品・患者ベッド一式を削るものであります。

それでは、補正額の明細書により補正の概要を申し上げますので、8ページをご覧ください。

「収益的収入及び支出」の収入であります、「医業外収益」の「他会計負担金」60,000千円は、3月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、経営安定化のための運営資金として、一般会計より繰入をお願いするものでございます。

「その他医業外収益」は、ご寄附をいただきましたので、寄附金を収入計上するものであります。

次に、支出であります、「医業費用」39,437千円につきましては、がん、C型肝炎等の治療に使用する、高額医薬品の使用量が増加したこと等により材料費を増額するものと、いただきました寄附金により、訪問看護事業に用いる消耗備品を購入する、経費の増額であります。

「医業外費用」390千円につきましては、院内保育園の運営費に不足が見込まれることから、追加をお願いするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の下段の支出であります、建設改良費22,070千円の減額につきましては、今年度更新しましたMRI装置の入札による、落札差額による「医療機器」の減額と、予定していた患者用ベッドの更新を見直し、修理等で対応したことによる「備品」の減額等でございます。

また上段の、収入であります、建設改良費の財源として計上しておりました企業債を33,500千円減額し152,200千円とするものであります。

以上が、議案第12号「平成30年度森町病院事業会計補正予算（第

2号)」の概要でございます。

ただいま議案第8号から議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (山本俊康君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午前10時32分～午前10時45分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第13号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第13号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、橘・薄場辺地について「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、当該辺地の公共的施設の整備を促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入を受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を定め、総務大臣に提出するものであります。

橘・薄場辺地につきましては、現在、平成30年度までの総合整備計画において、町道大上宮奥線の整備に取り組んでまいりました。しかし、事業の進捗状況から現計画の期間である本年度中に整備完了が困難なことから、引き続き整備事業を実施するため、継続事業分を、新たな総合整備計画として策定するものでございます。

橘・薄場辺地区の町道大上宮奥線につきましては、防災上の観点から、橘地区から一宮地区へ向かう区間を拡幅整備することにより、地域住民の方々が安心して暮らせることを目的とするものであります。このため、総事業費125,000千円、施行延長920mを、平成31年度から5年間で整備する計画でございます。

なお、事業費の全額を辺地対策事業債として借入を受けるもの  
あります。

また、本議案上程のための県知事との事前協議におきましては、  
本年1月4日付けで「異議なし」との回答を得ております。

本計画策定につきまして、議会の議決を得たく提案するものであ  
ります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 日程第17、議案第14号「静岡地方税滞納整  
理機構規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山本俊康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第14号「静岡  
地方税滞納整理機構規約の変更について」提案理由の説明を申し上  
げます。

静岡地方税滞納整理機構は、静岡県及び県内35市町が連携して地  
方税の徴収困難事案の滞納処分等を専門的に行う広域連合として、  
平成20年1月15日に設立されました。

今回の静岡地方税滞納整理機構規約の変更は、同規約中第4条第  
4号について行うものです。

その内容でございますが、地方税法の改正により、平成31年10月  
1日から自動車取得税が廃止され、同時に軽自動車税環境性能割が  
導入されることに伴い、「及び自動車取得税」を削除し、第442条  
第2号を同条第5号に、第4号を第7号に改めるものであります。

以上、規約の変更内容をご説明申し上げましたが、規約の変更に  
当たり、地方自治法第291条の11の規定により、構成団体である県  
及び市町の議会の議決を求めるものであります。以上、提案理由の  
説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げま  
す。



議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第18、議案第15号「森町道路線の認定  
について」及び日程第19、議案第16号「森町道路線の廃止について」  
議案2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま一括して上程されました、議案第  
15号「森町道路線の認定について」及び議案第16号「森町道路線の  
廃止について」提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第15号「森町道路線の認定について」ご説明申し上げ  
ます。

今回認定する路線は、お手元にお配りいたしました議案にお示し  
しました「上ノ山線」外7路線でございます。

当該路線は、過去に民間事業者により行われた宅地造成事業に伴  
い、区画道路として築造されたもので、造成完了後、町に移管され  
た道路でございます。

町は、移管後、当該路線を法定外道路として町道に準じた形で管  
理してまいりましたが、平成28年度から平成30年度にかけ、所管課  
において実施した道路台帳のデジタル化業務を進める中で、都市計  
画図や航空写真との照合等を行い、現地の状況や過去の経緯などを  
踏まえ、精査、検討したところ、当該路線については、町道として  
認定し、管理していくことが適切と判断し、道路法第8条第2項の  
規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

認定する各路線の位置、延長、幅員等については、議案及び位置  
図のとおりでございます。

次に、議案第16号「森町道路線の廃止について」ご説明申し上げ  
ます。

今回廃止する路線は、「町道川原町1号線」でございます。

当路線につきましても前議案と同様に、道路台帳のデジタル化業

務を進める中で、民地内で現に道路形状を有しない路線に対し町道の認定がなされていることが明らかとなったもので、現地の状況を確認し、過去の経緯や今後の影響など考慮、検討したところ、当町道路線については、廃止するのが適切と判断し、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

路線の位置、延長、幅員等については、議案及び位置図のとおりでございます。

以上申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第20、議案第17号「平成31年度森町一般会計予算」から日程第29、議案第26号「平成31年度森町病院事業会計予算」まで議案10件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 本日、平成31年3月森町議会定例会を開会していただき、平成31年度当初予算の議案を提出するに当たり、その概要をご説明申し上げますとともに、平成31年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを、大変うれしく思っているところであります。

また、議員の皆さま方におかれましては、国、地方を通じて厳しい経済・財政状況の中、地方創生の推進、住民の暮らしの安全確保等に対し、多大なるご尽力を賜っておりますことを、まずもって厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度の日本経済の状況をみますと、緩やかな回復が続いており、輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつあります。ただし、昨年夏に相次いだ自然災害に

より、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた結果となりました。

政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成30年度第1次補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、あわせて、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に速やかに着手するなどの追加的な財政需要に適切に対処するため、先月7日に成立した第2次補正予算を実施していくことで、今後につきましても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが見込まれるところであります。

また、物価の動向をみますと、年度前半の原油価格上昇の影響等により、消費者物価の総合指数は前年比で上昇しております。

これらの結果、平成30年度における実質国内総生産（実質GDP）成長率、名目国内総生産（名目GDP）成長率は、共に0.9パーセント程度と見込まれ、また、消費者物価の総合指数は1.0パーセント程度の上昇と見込まれているところであります。

こうした中、平成31年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして、101兆4571億円と、前年度当初予算に対して3兆7443億円、3.8パーセントの増加となっており、過去最大規模であった平成30年度予算額を、更に上回っております。

政府は、この予算案につきまして「新経済・財政再生計画」で位置づけられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づいて、歳出改革等に着実に取り組むものとしております。

予算案のポイントとしましては、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した、幼児教育の無償化、社会保障の充実や、消費税率の引上げによる経済への影響の平準化に向けた十分な支援策、東日本大震災、熊本地震をはじめとする各地の災害を契機に、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災国土強靱化のための緊急対策」を、3年間で集中的に実施する措置などを講じております。

そして、平成31年度の地方財政計画につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は、40兆1633億円、前年度比プラス1.9パーセント、地方交付税は、16兆1809億円、前年度比プラス1.1パーセントと見込む一方、投資的経費につきましては、13兆153億円と前年度比プラス12.0パーセントと見込むなど、その歳入歳出規模を、89兆5930億円、前年度比プラス3.1パーセントとしております。

他方、県におきましては「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり」” One for All , All for One”を掲げ、一般会計予算総額を、対前年度比プラス1.6パーセントの1兆2066億円としております。

歳入では、県税につきましては、輸出関連業種を中心とした企業収益の改善により法人2税が増加するものの、政令市への税源移譲による個人県民税の減少や自動車税環境性能割の創設に伴う自動車取得税の廃止等の影響により前年度より減少することから、対前年度比マイナス0.2パーセントとしております。

また、歳出では、新たな時代を迎える中、「静岡県の新ビジョン」の取組を積極果敢に進め、本県をDreams come true in japanの拠点（ふじのくにドリカムランド）とするため、生産性の高い持続可能な行財政運営に取り組む一方で、人づくり・富づくりを加速するための重点的な取組を行うこととしており、投資的経費については、対前年度比プラス7.2パーセントの1865億7200万円を計上しております。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策に注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営をしていくため、より一層の財政の健全化に努めるとともに、森町の地域特性や可能性を生かした地方創生に取り組み、地域資源を活かした、まちづくりを推進してまいります。

平成31年度は、本町のまちづくりの指針となる「第9次森町総合計画」における、「人の輪」「対話」「調和」の3つの基本理念を踏

まえ、次世代の森町づくりを進めるため、引き続き、町民と行政が一体となった、様々な施策に着手し、まちの将来像「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」の実現に向け、取り組んでまいります。

また、「第9次森町総合計画」の計画的な推進に当たっては、第4次森町行財政改革大綱及び、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とする第3次森町行財政改革プランにおいて、持続可能な行財政運営を目指すとともに、新たな行政課題に、迅速かつ的確に対応するための体制づくりを引き続き進めてまいります。

さらに、活力ある森町の未来を築いていくためには、国と地方が一体となって施策に取り組む必要があり、地方が成長することが、すなわち国全体の成長につながるものと考えておりますことから、引き続き、町長として、国や県に対し、森町の活性化につながる、積極的な施策の推進を、強く働きかけてまいりたいと考えております。

そして、森町が将来にわたり住み良いまちとなるよう、今後も、町民の皆さまの英知とご支援・ご協力をいただきながら、誠心誠意、取り組んでまいりたいと考えております。

以上の点を踏まえまして、平成31年度当初予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に議案第17号一般会計予算についてでございます。

参考資料「平成31年度森町当初予算（案）概要」も併せてご覧ください。

予算規模は、7,489,000千円と、前年度当初予算に対して271,000千円、3.8パーセントの増加となっております。

歳出においての主な増加要因といたしましては、企業誘致対策としての森町産業立地事業費補助金事業、消防団の消防車両購入事業、保育園委託料、袋井消防署新庁舎建設等に伴う袋井市森町広域行政組合消防分担金の増額とともに、ふるさと納税推進事業に係る経費、公債費の増加等によるものでございます。

一方、減少要因といたしましては、コミュニティ消防センター建

設事業、三倉デイサービスセンター空調機器更新事業の終了、児童手当支給事業や国民健康保険特別会計繰出金等の減少が挙げられます。

次に、マニフェストに掲げました3つの取組に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

1点目の「人口減少に立ち向かう」につきましては、子ども・子育て支援として、保育園の定員拡充に伴う保育委託料を確保するとともに、児童手当支給事業、こども医療費助成、森っ子出産祝い金、認可外保育施設利用者に対する保育料助成に引き続き取り組むことにより、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

また、町内保育園の保育士確保に対し、保育士の宿舍借上支援の継続や、保育士の働きやすい環境の構築の促進等で支援してまいります。さらに、乳幼児につきましては、新たに家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育園で一時的に預かることができる一時預かり事業や、保育における小規模保育所事業、幼稚園児につきましては、全園での預かり保育事業、小学生につきましては、放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室事業を継続して実施していくことにより、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、少子化対策の一環として、不妊・不育症治療費に対する助成に加え、胎児の先天性風しん症候群を予防するための麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種事業につきましても引き続き実施するとともに、新たに産婦健康診査・産後ケア事業に取り組み、妊娠から出産、育児にいたるまで切れ目のない、子ども・子育て支援策に取り組むことにより、保護者の就労支援、多様な保育の促進、及び児童等の健全な心身の発達への支援等に努めてまいります。

さらに、教育関係におきましては、引き続き、外国青年を招き、外国語教育を通して今後の国際化社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育の推進、不登校等で学校生活に適應できない児童生徒を支援するための居場所づくりと、保護者への相談業務

を行う不登校等教育支援センター事業、及び森小学校の一室を利用して、学習上又は生活上の困難を改善、克服し、自立を図るための指導を行う通級指導教室の充実に取り組んでまいります。また、より良い学校環境の整備のため、旭が丘中学校体育館のLED照明の設置工事を実施してまいります。

次に、基盤整備関係におきましては、人口減少、少子高齢化社会を受けたコンパクトシティ形成のための立地適正化計画及び都市計画マスタープランの策定や国土利用計画の策定等、将来のまちづくりのための経費を計上するとともに、引き続き、上水道事業会計及び公共下水道事業特別会計への繰出金を計上し、上下水道施設等の整備に取り組んでまいります。

また、移住希望者からの相談件数が増加傾向にある中、行政と連携し、より丁寧で柔軟な対応を行う、移住コーディネーターを新たに配置し、空き家・空き地バンク等を活用した情報の発信とともに、移住相談窓口の拡充に取り組めます。

加えて、東京圏からの移住者を支援するための移住就業支援補助金の創設、移住・定住を推進するための事業や、森町ふるさと会交流事業等により、さらなる森町の魅力発信と地域力の維持・強化につなげ、少しでも人口減少を抑制し、交流を盛んにして、移住・定住者を確保するための施策に取り組んでまいります。

2点目の「財源を確保する」につきましては、産業立地事業費補助金を計上し、新たに町内に立地される3つの企業に対する用地取得費及び新規雇用者に係る経費を補助することにより、企業誘致の促進を図ってまいります。

また、引き続き、森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与する森町へのふるさと納税を一層推進していくとともに、納税の公平性を図るため、滞納者に対しては、国税徴収法に基づく財産調査や住居等への捜査、不動産等の公売の実施等、滞納処分の強化にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、農業関係につきましては、茶業等の農業振興、農業用水パ

イプラインの更新事業及び水田の暗渠排水の整備等を実施する県営の農地整備事業への負担金、農業用施設の点検や長寿命化のための補修等の適切な維持管理、有害鳥獣対策にも引き続き取り組んでまいります。

さらに、林業関係につきましては、平成31年度から新たに交付される森林環境譲与税を活用した事業として、森林所有者への意向調査や森林システムの林地台帳情報整備等の新規事業や林道・作業道等の整備などに取り組み、森林の適正管理の向上を図ってまいります。

そして、観光関係につきましては、町の観光拠点施設であります、アクティ森を核とした新たな魅力創出發信事業として、エンターテインメント性を持った、民間提案によるこれまでにない企画や公衆無線LAN整備など、新たな魅力を作り情報発信を行うことにより、森町の知名度を向上させ、観光交流人口の増加を図るとともに、移住促進やインバウンド受入れの促進につなげていきたいと考えております。

また、遠州の小京都・森町のPRに取り組んでいくための経費を計上するとともに、引き続き、東京都江東区で開催される江東区区民まつりへ出展するなど、観光誘客の推進にも取り組んでまいります。

3点目の「人にやさしいまちをつくる」につきましては、快適な住環境の保全を図るため、防犯灯設置への補助、合併処理浄化槽への補助等につきまして、引き続き実施してまいります。

また、新たに指定避難所等への公衆無線LAN整備や、消防団へ配備している消防車両の更新に加え、町内会等を対象とした自主防災組織が行う備品調達への補助事業を創設するなど、さらなる防災・減災対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

そして、引き続き、協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、天竜浜名湖鉄道の軌道敷の法面等の美化活動等への支援として、レールフレンドシップ事業を実施し、協働意識の高揚を図ってまい



ります。

さらに、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス運行事業及び民間バス路線への支援を引き続き実施し、地域公共交通の確保に努めるとともに、バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対して、新たに交通利用券の購入費の一部を助成するための経費を計上し、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動への支援にも努めてまいります。

一方、心身障がい児の療育推進及び保護者の療養負担の軽減として、障がい児への支援を引き続き実施するとともに、福祉施設への通所に係る費用の助成や、重度身体障がい者への住宅改造費に対する補助に要する経費等を計上しており、障がい者等がより身近な所で支援を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。

また、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業、インフルエンザなどの予防接種事業及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を継続して実施することにより、お達者度の高い、人にやさしいまちづくりを推進してまいります。

また、国民健康保険や介護保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等を計上するとともに、森町病院につきましては、経営強化のため340,000千円を繰り出し、地域医療の充実のために、第4次公立森町病院経営改革プランに基づき、より一層の病院経営の改革と家庭医療クリニックの安定的な経営を図ってまいりたいと考えております。

次に、これらを賄う財源の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。地方財政計画の見込み、企業業績の状況等を考慮し、個人町民税は、対前年度比マイナス0.1パーセントの849,500千円とし、法人町民税につきましても、本年度の実績等を考慮し、対前年度比プラス4.2パーセントの125,001千円とし、固定資産税は、対前年度比プラス3.1パーセント増の1,173,010千円とし、町税全体では対前年度比プラ

ス1.6パーセントの2,346,801千円といたしました。

地方交付税につきましては、今年度の実績見込み、公債費の増加及び税収の減少等を考慮し、対前年度比50,000千円増の1,550,000千円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、地域産業立地補助金や緊急地震・津波対策交付金事業の増等により、全体で1,099,316千円、前年度比67,947千円の増、プラス6.6パーセントの計上となっております。

また、ふるさと納税推進による寄附金を対前年度比30,000千円増の100,001千円といたしました。

他方、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を前年度と同額の400,000千円計上したほか、減債基金繰入金120,000千円、企業立地推進基金繰入金82,952千円など、対前年度比88,030千円増の636,124千円といたしました。

町債につきましては、有利な交付税措置のある緊急防災・減災事業債15,600千円を活用し、避難所非常用給水タンク設置事業や指定避難所等の公衆無線LAN整備事業に取り組むほか、工業団地基盤強化に係る社会資本整備交付金事業、通学路安全対策や橋梁長寿命化等に係る防災・安全交付金事業、町単独道路改良事業等を推進するとともに、臨時財政対策債290,000千円を含め、対前年度比50,500千円減の520,700千円としています。

次に、議案第18号から議案第24号までの特別会計予算でございますが、議案第18号「国民健康保険特別会計予算」は、県に納める国民健康保険事業費納付金と過去3年間の療養給付費を基に推計した医療費等から年間予算を推計しており、予算総額は2,051,373千円で、対前年度比マイナス1.6パーセントの計上となっております。

このような状況の中、国民健康保険税は、平成31年度も前年度と同様の税率とし、医療費の適正な取組を推進し、安定的で持続可能な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第19号「後期高齢者医療特別会計予算」では、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を運営するため、医療機関の窓

口で支払う分を除き、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を被保険者から保険料として徴収し、後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は209,167千円で、対前年度比プラス2.4パーセントの計上となっております。

次に、議案第20号「介護保険特別会計予算」でございますが、予算総額は2,271,511千円で、対前年度比プラス0.6パーセントの計上となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比プラス1.6パーセント増の480,852千円の計上となっております。また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の93.2パーセントに当たる保険給付費につきまして、前年度の推移に伴う増加を見込んだ2,117,022千円と地域支援事業に係る事業費として122,916千円の予算計上となっております。

次に、議案第21号、公共下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583,757千円で、対前年度比マイナス31.9パーセントの計上となっております。マイナスになった主な要因は、森町浄化センター増設事業が終了したことなどによるものでございます。

歳入の主なものとしましては、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道使用料等でございます。

歳出の主なものとしましては、人件費5名分を含む事務的経費、森町浄化センター維持管理業務委託料、汚水管渠実施設計業務委託料と築造工事費、この工事に関わる上水道管補償費及び町債元利償還金等でございます。

その他、議案第22号「大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第23号「三倉簡易水道事業特別会計予算」及び議案第24号「大河内簡易水道事業特別会計予算」は、ともに事業執行に必要な経費を計

上させていただき、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めてまいります。

次に、議案第25号「水道事業会計予算」でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は586,546千円で、対前年度比マイナス9.3パーセントの計上となっております。

主なマイナス要因としましては、平成30年度当初予算に特別損失として計上した南部送水ポンプ場、第1・第5水源及び、関連する水道管等の廃止に伴う除却費などがございます。

水道事業につきましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をしてまいります。

最後に、議案第26号「森町病院事業会計予算」でございますが、「収益的収入及び支出」では、病院事業収益予定額を2,711,948千円、病院事業費用予定額を2,943,831千円と見込み、「資本的収入及び支出」では収入を271,737千円、支出を361,246千円と見込んでいます。

「収益的収入及び支出」では、病院事業費用予定額が病院事業収益予定額を231,883千円上回る収支不均衡の予算となっております。

入院につきましては、病棟再編により病棟を、それぞれ一般急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟に分けたことによる高い病床稼働率を目指していきます。入院患者数は、前年度実績から減少となっておりますが、平成30年度診療報酬改定により入院単価が上昇していることから、収益はほぼ前年並みとなっております。

一方、外来は、患者数は減少傾向にありますが、外来単価の上昇により収益増となっております。

また、家庭医療クリニックにつきましては、開設後7年が経過し、認知度も高まっており、在宅も含めた患者数の増加により、収益は年々増加傾向にあります。

病院を取り巻く状況を見ますと、医師確保につきましては、厳し

い状況下ではありますが、引き続き、内科医、整形外科医等の増員を図り、収益確保に向けた診療体制の構築に努めてまいります。

また、看護師確保につきましては、前年度末までの退職予定者に対し、新規採用予定者による補充が十分な状況ではありませんが、看護配置の最適化により効率的な病棟運営に努めてまいります。

以上のことから、平成31年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応じた医療提供体制とすることで、安定的な収益確保につなげていきたいと考えております。

第4次経営改革プランにつきましては、3年目となり、より実効性の高いプランとなるよう、平成31年度以降も経営の安定を目指し、院長以下職員一同、一層努力してまいりますので、議員各位におかれましても、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上で、森町の平成31年度予算の概要の説明とさせていただきますが、今年は改元という時代の大きな節目の年となります。

平成から新たな時代に向かって、1万9千人弱の町民の皆さまと、これから生まれてくるお子さん、そして森町を訪れる方々が、いつまでも元気で健やかに森町で過ごしていただくことができるよう「第9次森町総合計画」の将来像に掲げた「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、全身全霊を傾けてまいり所存でございますので、議員各位のご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午前11時29分～午後3時26分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告をいたします。

3月5日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑及び委員会付託を行います。

なお、議案第 8 号から議案第12号の補正予算 5 件については、討論・採決まで行いたいと思います。

本日は、これで散会をいたします。

( 午後 3 時 2 7 分 散会 )